

国家公務員共済組合連合会定款

(平成27年10月1日)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 役員（第5条－第16条）
- 第3章 顧問及び参与（第17条）
- 第4章 運営審議会（第18条－第28条）
- 第5章 事業（第29条－第32条）
- 第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金（第33条－第37条）
- 第7章 審査会（第38条）
- 第8章 財務（第39条－第42条）
- 第9章 運営規則（第43条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「法」という。）に基づき設立された法人であって、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、法第3条第1項に規定する組合（以下「組合」という。）の事業のうち、法第21条第2項各号に掲げる業務を共同して行うことを目的とする。

（事務所の所在地）

第3条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第4条 本会の定款に関する公告は、官報に掲載して行う。

第2章 役員

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

理事長 1名

常務理事 6名以内

理事 4名

常任監事 2名

監事 1名

2 本会に役員として常務理事のうちから専務理事1名を置くことができるものとし、理事長が定める。

(理事長)

第6条 理事長は、本会を代表し、その業務を執行する。

(専務理事、常務理事及び理事)

第7条 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して業務を執行し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

2 常務理事及び理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して業務を執行し、理事長及び専務理事に事故があるときは理事長の職務を代理し、理事長が欠員の場合であって、かつ、専務理事が置かれていないときは理事長の職務を行う。

(常任監事及び監事)

第8条 常任監事及び監事は、業務を監査する。

(任命)

第9条 理事長及び常任監事は、財務大臣の任命による。

第10条 常務理事及び理事(次条の規定による理事を除く。)は、理事長が財務大臣の認可を受けて任命する。

第11条 理事3名及び監事は、組合の事務を主管する者のうちから、理事長が任命する。

(任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(解任)

第13条 理事長は、役員が法第31条各号のいずれかに該当するに至ったとき(第11条の規定による理事及び監事が、組合の事務を主管する者でなくなったときを含む。)は、これを解任する。

2 理事長は、役員が法第32条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、財務大臣の認可を得て、これを解任することができる。

3 理事長及び常任監事の解任については、法第32条の定めるところによる。

(兼業禁止)

第14条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第15条 本会と理事長、常務理事(専務理事を含む。以下同じ。)又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。

この場合には、常任監事又は監事が本会を代表する。

(理事会)

第16条 理事長、常務理事及び理事は、理事会を組織する。

2 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、これを主宰する。

3 次に掲げる事項は、理事会の議に付さなければならない。

(1) 第21条第1項各号に掲げる事項

(2) その他理事長が業務執行上必要と認めた事項

4 常任監事及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第3章 顧問及び参与

第17条 本会に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本会の事業に関し学識経験のある者のうちから、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、参与は、会務に参与する。

第4章 運営審議会

(名称)

第18条 法第35条第1項の規定に基づき本会に置く運営審議会は、国家公務員共済組合連合会運営審議会(以下「運営審議会」という。)という。

(委員)

第19条 運営審議会の委員(以下この章において「委員」という。)の定数は次のとおりとし、理事長が組合員のうちから任命する。

(1) 組合員を代表する者以外の者である委員 8人

(2) 組合員を代表する者である委員 8人

(任期)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第21条 次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 運営規則の作成及び変更

(3) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

(4) 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

(5) その他厚生年金保険給付等(法第73条第1項に規定する厚生年金保険給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第32条第1項及び第37条第1項に規定する給付(厚生年金保険給付に相当する部分に限る。)並びに一元化法附則第41条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)に関する事業、退職等年金給付(法第74条に規定する退職等年金給付をいう。以下同じ。)に関する事業及び福祉事業の運営に関する重要事項

2 運営審議会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて本会の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議することができる。

3 第31条及び第32条の事業のうち、組合に関係のない事項については、運営審議会に付議することを要しない。

(招集)

第22条 理事長は、毎年3月及び6月並びに必要に応じ運営審議会を招集する。

2 理事長は、7人以上の委員が審議すべき事項を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 運営審議会に議長を置く。議長は、第19条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

2 議長は、運営審議会の議事を整理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を行う。

(定足数)

第24条 運営審議会は、第19条各号に掲げる委員が、それぞれ半数以上出席しなければ議事を開くことができない。

(議決方法)

第25条 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第26条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、委任により、他の組合員を代理人として出席させることができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に理事長に提出しなければならない。

(議事録)

第27条 運営審議会の議事については、議事録を作り、議長及び議長の指名する委員2人以内が署名捺印しなければならない。

(会議の運営)

第28条 この章に定めるものを除くほか、運営審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、理事長が運営審議会に諮って定める。

第5章 事業

(長期給付等に関する事業)

第29条 本会は、組合員に係る厚生年金保険給付等に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 厚生年金保険給付等の請求書の審査に関する業務
- (2) 厚生年金保険給付等の裁定及び年金証書の発行に関する業務

- (3) 厚生年金保険給付等の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第1項に規定する組合員保険料及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 厚生年金拠出金（法第3条第4項に規定する厚生年金拠出金をいう。以下同じ。）及び基礎年金拠出金（同項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。第10号において同じ。）に要する費用並びに厚生年金保険給付等に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 厚生年金保険給付積立金（法第21条第2項第1号ハに規定する厚生年金保険給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務
 - (7) 厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付等の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 厚生年金拠出金の納付及び法第21条第2項第1号に規定する厚生年金交付金の受入れに関する業務
 - (9) 基礎年金拠出金の納付に関する業務
 - (10) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第116条の3第1項第1号から第3号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する業務
 - (11) 厚生年金保険給付等に関する調査及び統計に関する業務
 - (12) その他厚生年金保険給付等に関する事業に関し必要な業務
- 2 本会は、組合員に係る退職等年金給付に関し、次に掲げる業務を行う。
- (1) 退職等年金給付の請求書の審査に関する業務
 - (2) 退職等年金給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
 - (3) 退職等年金給付の支払に関する業務
 - (4) 法第100条第2項に規定する退職等年金分掛金（第37条において「退職等年金分掛金」という。）及び負担金の受入れに関する業務
 - (5) 退職等年金給付に要する費用、法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出（法第102条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。第8号において同じ。）及び退職等年金給付に係る事務に要する費用の計算に関する業務
 - (6) 退職等年金給付積立金（法第21条第2項第2号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。以下同じ。）の積立てに関する業務
 - (7) 退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
 - (8) 法第102条の2に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第116条の2に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第1

16条の3第1項第4号に掲げる場合に行われるものに限る。)に関する業務

(9) 退職等年金給付に関する調査及び統計に関する業務

(10) 各事業年度における退職等年金給付積立金の額と法第99条第1項第3号に規定する地方退職等年金給付積立金の額との合計額及び同号に規定する国の積立基準額と同号に規定する地方の積立基準額との合計額の均衡の保持に係る計算に関する業務

(11) その他退職等年金給付の事業に関し必要な業務
(福祉事業)

第30条 本会は、組合員に係る福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 組合員の医療、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の経営

(2) その他組合員の福祉の増進に資する事業

(3) 前2号に掲げる事業に附帯する事業

(旧令共済年金に関する事業)

第31条 本会は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)第8条の規定に基づき、同法第1条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であった者に係る給付の決定及び支払に関する業務を行う。

(その他の事業)

第32条 本会は、第29条から前条までに定める事業のほか、法令により特に定められた事業を行うことができる。

第6章 付与率、基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率並びに掛金及び負担金

(付与率)

第33条 法第75条第1項に規定する付与率は、1000分の15とする。

(基準利率)

第34条 法第75条第3項に規定する基準利率は、1000分の0.6とする。

(終身年金現価率)

第35条 法第78条第1項に規定する終身年金現価率は、法第76条第1項に規定する終身退職年金を受ける権利を有する者の法第78条第4項の規定による年齢に応じ、別表第1に定めるところによる。

(有期年金現価率)

第36条 法第79条第1項に規定する有期年金現価率は、法第76条第1項に規定する有期退職年金を受ける権利を有する者の法第79条第4項に規定する支給残月数に応じ、別表第2に定めるところによる。

(掛金及び負担金)

第37条 退職等年金分掛金の額又は当該退職等年金分掛金に係る負担金の

額は、組合員の法第40条第1項に規定する標準報酬の月額及び法第41条第1項に規定する標準期末手当等の額に1000分の7.5を乗じて得た金額とする。

第7章 審査会

第38条 本会に、法第103条第1項に規定する審査請求を審査するため、同項に規定する国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に書記を置く。書記は、本会の事務に従事する者のうちから、理事長が任命し、会長の指揮を受けて庶務を整理する。

第8章 財務

（財務）

第39条 本会の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章で定めるところによる。

（事業年度）

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（会計単位）

第41条 本会の会計単位は、本部会計並びに本会の経営する病院及び共済会館に置く所属所会計とする。

（経理単位）

第42条 本会の経理単位は、厚生年金保険経理、退職等年金経理、業務経理、医療経理、宿泊経理及び保健経理とする。

第9章 運営規則

第43条 本会の業務を行うために必要な事項は、運営規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この変更は、平成27年10月1日から施行する。

（委員の任命の特例）

第2条 運営審議会の委員の任命については、当分の間、第19条中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であった者（組合の運営審議会の委員であった者に限る。）」として、同条の規定を適用する。

（掛金及び負担金に関する経過措置）

第3条 変更後の第37条の規定は、平成27年10月以後の月分の退職等年金分掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（事業に関する特例）

第4条 本会は、第5章に定める業務のほか、経過的長期給付（一元化法附則第32条第1項に規定する給付（厚生年金保険給付に相当する部分を除

く。) 、一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する給付及び一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付(厚生年金保険給付に相当する部分を除く。)をいう。以下同じ。) に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 経過的長期給付の請求書の審査に関する業務
- (2) 経過的長期給付の決定及び年金証書の発行に関する業務
- (3) 経過的長期給付の支払に関する業務
- (4) 経過的長期給付に関する負担金の受入れに関する業務
- (5) 一元化法附則第 50 条第 1 項に規定する拠出金の拠出に要する費用の計算に関する業務
- (6) 一元化法附則第 49 条の 2 に規定する国の組合の経過的長期給付積立金(次号において「経過的長期給付積立金」という。)の積立てに関する業務
- (7) 経過的長期給付積立金及び経過的長期給付の支払上の余裕金の管理及び運用に関する業務
- (8) 一元化法附則第 50 条第 1 項に規定する拠出金の拠出及び一元化法附則第 76 条第 1 項に規定する拠出金の受入れに関する業務
- (9) 経過的長期給付に関する調査及び統計に関する業務
- (10) その他経過的長期給付の事業に関し必要な業務

第 5 条 前条の場合における第 16 条、第 21 条、第 38 条及び第 42 条の規定の適用については、第 16 条第 3 項第 1 号中「第 21 条第 1 項各号」とあるのは「附則第 5 条の規定による読替え後の第 21 条第 1 項各号」と、第 21 条第 1 項第 5 号中「事業及び」とあるのは「事業、附則第 4 条に規定する経過的長期給付に関する事業及び」と、第 38 条第 1 項中「第 103 条第 1 項」とあるのは「第 103 条第 1 項(被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成 27 年政令第 345 号)第 14 条第 1 項及び第 21 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、第 42 条中「退職等年金経理」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 34 条の規定並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 28 年 10 月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成29年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の規定並びに別表第1及び別表第2の規定は、平成30年10月以後の基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年9月以前に適用される基準利率並びに終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

別表第1 (第35条関係)

年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率
59歳	28.028688	81歳	10.248084	103歳	2.081108
60歳	27.154816	82歳	9.606521	104歳	1.933782
61歳	26.283638	83歳	8.990874	105歳	1.797557
62歳	25.415136	84歳	8.401998	106歳	1.671081
63歳	24.549182	85歳	7.840442	107歳	1.552364
64歳	23.685841	86歳	7.306623	108歳	1.437657
65歳	22.824757	87歳	6.801143	109歳	1.318415
66歳	21.968694	88歳	6.324966	110歳	1.171872
67歳	21.117764	89歳	5.879215	111歳	0.930499
68歳	20.273110	90歳	5.464850	112歳	0.872076
69歳	19.435179	91歳	5.076676	113歳	0.794114
70歳	18.604681	92歳	4.712546	114歳	0.651960
71歳	17.782705	93歳	4.372884	115歳以上	0.541629
72歳	16.969978	94歳	4.058817		
73歳	16.160942	95歳	3.769296		
74歳	15.364392	96歳	3.501686		
75歳	14.581409	97歳	3.251427		
76歳	13.813116	98歳	3.017984		
77歳	13.060805	99歳	2.801048		
78歳	12.325880	100歳	2.600334		
79歳	11.609906	101歳	2.413403		
80歳	10.914316	102歳	2.240641		

別表第2 (第36条関係)

支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率
1月	0.083329	61月	5.075340	121月	10.052401	181月	15.014559
2月	0.166650	62月	5.158411	122月	10.135224	182月	15.097133
3月	0.249971	63月	5.241482	123月	10.218046	183月	15.179708
4月	0.333283	64月	5.324545	124月	10.300861	184月	15.262274
5月	0.416596	65月	5.407609	125月	10.383675	185月	15.344840
6月	0.499900	66月	5.490663	126月	10.466481	186月	15.427398
7月	0.583204	67月	5.573718	127月	10.549287	187月	15.509956
8月	0.666500	68月	5.656764	128月	10.632085	188月	15.592506
9月	0.749796	69月	5.739811	129月	10.714882	189月	15.675056
10月	0.833083	70月	5.822849	130月	10.797672	190月	15.757597
11月	0.916371	71月	5.905887	131月	10.880461	191月	15.840139
12月	0.999650	72月	5.988917	132月	10.963243	192月	15.922672
13月	1.082929	73月	6.071947	133月	11.046024	193月	16.005205
14月	1.166200	74月	6.154968	134月	11.128797	194月	16.087730
15月	1.249471	75月	6.237990	135月	11.211570	195月	16.170255
16月	1.332734	76月	6.321003	136月	11.294334	196月	16.252772

17 月	1.415996	77 月	6.404016	137 月	11.377099	197 月	16.335289
18 月	1.499250	78 月	6.487021	138 月	11.459855	198 月	16.417798
19 月	1.582505	79 月	6.570026	139 月	11.542611	199 月	16.500306
20 月	1.665751	80 月	6.653023	140 月	11.625360	200 月	16.582806
21 月	1.748997	81 月	6.736019	141 月	11.708108	201 月	16.665307
22 月	1.832234	82 月	6.819007	142 月	11.790847	202 月	16.747799
23 月	1.915472	83 月	6.901996	143 月	11.873587	203 月	16.830291
24 月	1.998701	84 月	6.984976	144 月	11.956319	204 月	16.912774
25 月	2.081930	85 月	7.067956	145 月	12.039050	205 月	16.995258
26 月	2.165151	86 月	7.150928	146 月	12.121774	206 月	17.077734
27 月	2.248372	87 月	7.233899	147 月	12.204497	207 月	17.160209
28 月	2.331585	88 月	7.316863	148 月	12.287212	208 月	17.242677
29 月	2.414797	89 月	7.399826	149 月	12.369927	209 月	17.325144
30 月	2.498002	90 月	7.482781	150 月	12.452633	210 月	17.407603
31 月	2.581206	91 月	7.565736	151 月	12.535340	211 月	17.490062
32 月	2.664402	92 月	7.648683	152 月	12.618039	212 月	17.572513
33 月	2.747598	93 月	7.731630	153 月	12.700737	213 月	17.654964
34 月	2.830786	94 月	7.814569	154 月	12.783427	214 月	17.737406
35 月	2.913973	95 月	7.897507	155 月	12.866117	215 月	17.819849
36 月	2.997153	96 月	7.980438	156 月	12.948799	216 月	17.902283
37 月	3.080332	97 月	8.063368	157 月	13.031481	217 月	17.984717
38 月	3.163503	98 月	8.146290	158 月	13.114155	218 月	18.067143
39 月	3.246674	99 月	8.229212	159 月	13.196829	219 月	18.149570
40 月	3.329837	100 月	8.312125	160 月	13.279494	220 月	18.231987
41 月	3.412999	101 月	8.395039	161 月	13.362159	221 月	18.314405
42 月	3.496154	102 月	8.477944	162 月	13.444817	222 月	18.396815
43 月	3.579308	103 月	8.560850	163 月	13.527474	223 月	18.479224
44 月	3.662454	104 月	8.643747	164 月	13.610123	224 月	18.561626
45 月	3.745601	105 月	8.726644	165 月	13.692771	225 月	18.644027
46 月	3.828738	106 月	8.809533	166 月	13.775412	226 月	18.726420
47 月	3.911876	107 月	8.892422	167 月	13.858053	227 月	18.808813
48 月	3.995006	108 月	8.975302	168 月	13.940685	228 月	18.891198
49 月	4.078135	109 月	9.058183	169 月	14.023317	229 月	18.973583
50 月	4.161256	110 月	9.141055	170 月	14.105941	230 月	19.055960
51 月	4.244377	111 月	9.223927	171 月	14.188565	231 月	19.138336
52 月	4.327490	112 月	9.306791	172 月	14.271181	232 月	19.220705
53 月	4.410603	113 月	9.389655	173 月	14.353797	233 月	19.303073
54 月	4.493708	114 月	9.472511	174 月	14.436405	234 月	19.385434
55 月	4.576812	115 月	9.555367	175 月	14.519012	235 月	19.467794
56 月	4.659908	116 月	9.638214	176 月	14.601612	236 月	19.550146
57 月	4.743005	117 月	9.721061	177 月	14.684211	237 月	19.632498
58 月	4.826093	118 月	9.803901	178 月	14.766802	238 月	19.714841
59 月	4.909181	119 月	9.886740	179 月	14.849393	239 月	19.797185
60 月	4.992260	120 月	9.969571	180 月	14.931976	240 月	19.879521